

岩国市監査告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を執行し、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成 29 年 11 月 16 日

岩国市監査委員 氏 木 一 行

岩国市監査委員 山 本 修

岩国市監査委員 藤 本 泰 也

1 監査の対象

- (1) 選挙管理委員会事務局
- (2) 水道局
- (3) 錦中央病院
- (4) 美和病院
- (5) 下水道事業 環境部（下水道課・下水道施設課）・由宇総合支所農林建設課・玖珂総合支所農林建設課・周東総合支所農林建設課・錦総合支所農林建設課

2 監査の実施期間

平成 29 年 9 月 26 日から同年 10 月 12 日まで

3 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 29 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

4 監査の結果

平成 29 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた

が、次の事項について改善を要望します。

(1) 特定事項

ア 選挙管理委員会事務局

全国的に投票率が低下している中、要因分析を行っていないが、今後は独自の分析と過疎地域や若年層等への投票率向上に向けた取組みをするなど、選挙時啓発は無論のこと常時啓発にも注力していただきたい。

また、切手の購入については 10 月に実施された衆議院議員選挙や平成 30 年 2 月の県知事選挙等で大量の切手が必要であると考えられるが、選挙後においては、多額の切手を保管することのないよう適切な購入をしていただきたい。

イ 下水道事業

下水道事業は地下工事が主体という特殊な面もあると思われるが、工事や業務委託の契約については、発注前に現地踏査や管路計画を詳細に行い、契約時の仕様書は双方が工法や工期等の変更要素を確認できるものにしていただきたい。

また、総合支所農林建設課との分掌事務の調整不足が見受けられた。今後、早急に調整を行い緊密に連携して取り組んでいただきたい。